

農振除外・農地の権利設定等を
考えている方へ

地域の農地を
未来につなぐために
ご協力をお願いします

地域農業経営基盤強化促進計画 (地域計画)の変更について ～ 事前の手続きが必要です ～



1 地域計画とは？

今後、農業従事者の高齢化や人口減少により、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が高まっています。



➡ このため、市内各地域で、将来的に地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか、地域農業をどのように維持・発展していくかなどを話し合い、地域計画を策定しました。

! 地域計画が策定された農地において、農振除外の申出等をされる場合は、あらかじめ地域計画の変更をしておく必要があります。

➡ 地域計画の変更については、以下のとおり市に申出をしてください。

2 申出に必要な書類

1 提出書類

- ・地域計画変更申出書
- ・目標地図(当該変更内容を図示したもの)
- ・その他市長が必要とする書類



2 提出先

📍 安城市役所 農務課 農地係
(安城市役所 北庁舎3階)

3 提出期限

📅 2月、5月、8月、11月の各20日
(閉庁日の場合は翌開庁日)

3 申出前に必要な手続き

地域計画は各地域での話し合いの結果を踏まえて策定されています。地域計画の変更を申し出る場合は、事前に各地域で下記のとおり協議を行ってください。

1 3,000㎡以下の農振除外を伴う転用を行う場合、担い手変更を行う場合

目標地図上の担い手及び農用地利用改善組合長と協議を行ってください。



まずは
地域での
話し合いを!

2 3,000㎡を超える農振除外を伴う転用を行う場合

関係者に広く周知したうえで、説明会等の方法により協議を行ってください。

周知先、協議方法は農用地利用改善組合の指示に従ってください。



説明会などで
しっかり
協議しましょう

! ※ いずれの場合でも農用地利用改善組合によって協議方法の取り決めがある場合があるため、事前に農用地利用改善組合に確認したうえで協議を行ってください。

※ 協議後は地域計画変更申出書に協議内容を記載し、目標地図上の担い手及び農用地利用改善組合長から確認した旨の署名を受けたうえで提出してください。

4 その他



農用地利用改善組合の連絡先等は農務課窓口にてお知らせします。地域計画の変更が必要な場合は、まずは右記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先



安城市役所 農務課 農地係



電話 0566-71-2234

みんなで守る、地域の農地と未来